

4. 令和4年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表（5つの重点課題＋推進体制別）

(単位：百万円)

	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等 への取組	2,993	2,924	2,925	1	1,997
2. 精神的・身体的被害の回復・ 防止への取組	1,174	1,340	1,569	229	414
3. 刑事手続への関与拡充へ の取組	19	20	23	3	0
4. 支援等のための体制整備 への取組	2,213	1,112	1,399	287	890
5. 国民の理解の増進と配慮・ 協力への取組	158	150	265	115	121
6. 推進体制	11	9	9	0	6
総 計（再掲分を除く）	6,568	5,555	6,190	635	3,427

(※1) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額、決算額は含まれていない。

(※2) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。

(※3) 「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

(単位：百万円)

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
総 計	6,568	5,555	6,190	635	3,427
【重点課題に係る具体的施策】					
1. 損害回復・経済的支援等への取組	2,993	2,924	2,925	1	1,997
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット 【警察庁】					
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる 被害者対策施策の周知	11	11	11	0	—
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,109	1,010	1,011	1	845
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】	8	8	8	0	—
4 国外犯罪被害弔慰金等【警察庁】	19	19	19	0	3
5 国外犯罪被害弔慰金等支給裁定諸経費【警察庁】	3	1	1	0	—
6 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	60	61	61	0	—
7 司法解剖後の遺体搬送【警察庁】	41	33	33	0	—
8 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	32	26	26	0	—
9 身体犯罪被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	33	28	28	0	—
10 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上げ【警察庁】	17	17	17	0	—
11 ハウスクリーニングに要する経費【警察庁】	6	6	6	0	—

4. 令和4年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
12 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る運営費交付金				
	15,420 の内数	15,191 の内数	15,664 の内数		15,420 の内数
13 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0
14 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	933 の内数	956 の内数	980 の内数		897 の内数
15 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	次世代育成支援対策施設整備交付金				
	27,179 の内数	6,354 の内数	5,992 の内数		6,108 の内数
16 トライアル雇用助成金事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	1,202 の内数	1,315 の内数	403 の内数		344 の内数
17 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	3,401 の内数	3,293 の内数	3,208 の内数		2,949 の内数
18 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	88 の内数	83 の内数	78 の内数		28
19 自動車事故相談及び示談斡旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	571	570	570	0	557
20 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	1,048	1,110	1,110	0	548
21 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	34	23	23	0	17
新 22 居住支援法人等による入居支援等の取組への支援【国土交通省】	—	—	—	—	—
	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業の一部				
	1,546 の内数	1,080 の内数	1,105 の内数		1,054 の内数
23 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1
24 犯罪被害者等の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1
25 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配布【国土交通省】	1	1	1	0	1
26 犯罪被害者等が出頭する場合の旅費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1,174	1,340	1,569	229	414
1 児童虐待をはじめとする被害少年に対する支援【警察庁】	116	116	116	0	—
2 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—
3 保護対策の推進【警察庁】					
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	24	24	24	0	—
(2) 保護対象者警戒資機材の整備	31	14	14	0	—
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上げ等	11	11	11	0	—
(4) 保護対策用住居借上げ	1	1	1	0	—
4 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の安全確保【警察庁】					

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
(1) ストーカー・DV対策資機材の整備	2	17	34	17	—
(2) 被害者等の一時避難等宿泊費	27	27	27	0	—
(3) 被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動	5	23	5	△ 18	3
(4) 高度警察情報通信基盤の機能強化	32	0	0	0	—
5 児童虐待防止対策実践塾等【警察庁】	6	6	6	0	—
6 高度警察情報通信基盤の機能強化【警察庁】	32	0	0	0	—
7 児童虐待専科の実施【警察庁】	0	2	2	0	0
8 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度【警察庁】	29	29	29	0	—
9 職員等に対する研修の充実等【警察庁】					
(1) 警察職員に対する研修（カウンセリング担当者専科）	2	2	1	△ 1	—
(2) 全国被害者支援担当課長会議等	4	4	4	0	—
(3) カウンセリング職員に対する専門研修	11	13	13	0	—
(4) 性犯罪捜査に従事する警察職員に対する研修	0	4	5	1	—
10 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】					
(1) 警察施設外の相談会場借上げ	7	7	7	0	—
(2) 犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	3	3	3	0	—
(3) 犯罪被害者等の物品等の返還用袋の整備	1	1	1	0	—
(4) 捜査における性犯罪証拠採取セットの整備	5	5	5	0	—
11 コミュニティサイトに起因する性的搾取の防止に関する研究【警察庁】	1	2	1	△ 1	1
新 12 反復被害の測定と予防対策に関する研究【警察庁】	0	0	2	2	0
新 13 障害を有する被疑者・被害者に対する捜査面接に関する研究【警察庁】	0	0	2	2	0
14 被害者等に対する情報提供【法務省】	26	26	24	△ 2	—
15 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	14	14	14	0	1
16 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	1	1	1	0	1
17 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	48	45	46	1	48
18 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	2	2	2	0	—
19 スクールカウンセラー等活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	4,866 の内数	5,278 の内数	5,581 の内数		7,017 の内数
20 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	独立行政法人教職員支援機構運営費交付金				
	1,215 の内数	1,212 の内数	1,223 の内数		1,215 の内数
21 地域における家庭教育支援基盤構築事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	地域における家庭教育支援基盤構築事業の一部				
	75 の内数	75 の内数	75 の内数		5,385 の内数
22 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	135,480 の内数	135,564 の内数	135,982 の内数		127,287 の内数

4. 令和4年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
23 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	— 〔 1,372 の内数 〕	— 〔 1,343 の内数 〕	— 〔 1,591 の内数 〕	—	— 〔 1,134 の内数 〕
24 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】（1.14の再掲）	— 〔 933 の内数 〕	— 〔 956 の内数 〕	— 〔 980 の内数 〕	—	— 〔 897 の内数 〕
25 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
26 こころの健康づくり対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
27 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（都道府県実施分）【厚生労働省】	— 〔 50,542 の内数 〕	— 〔 51,321 の内数 〕	— 〔 51,821 の内数 〕	—	— 〔 50,542 の内数 〕
28 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（国立障害者リハビリテーションセンター実施分）【厚生労働省】	— 〔 11 の内数 〕	— 〔 11 の内数 〕	— 〔 11 の内数 〕	—	— 〔 11 の内数 〕
29 子どもの心の診療ネットワーク事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
30 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
31 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
32 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
33 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【厚生労働省】	— 〔 168,408 の内数 〕	— 〔 167,284 の内数 〕	— 〔 174,754 の内数 〕	—	— 〔 156,051 の内数 〕
34 専門里親の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
35 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	〔 児童虐待・DV対策等総合支援事業 〕				
	40,575 の内数	21,323 の内数	21,247 の内数		21,341 の内数
36 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	〔 児童虐待・DV対策等総合支援事業 〕				
	40,575 の内数	21,323 の内数	21,247 の内数		21,341 の内数
37 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	〔 児童虐待・DV対策等総合支援事業 〕				
	40,575 の内数	21,323 の内数	21,247 の内数		21,341 の内数
38 社会的養護自立支援事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	〔 児童虐待・DV対策等総合支援事業 〕				
	40,575 の内数	21,323 の内数	21,247 の内数		21,341 の内数
39 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】					
(1) 短期入院協力病院の受入体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	155	157	201	44	43
(2) 短期入院に要する経費の一部補助	112	103	112	9	50
新 (3) 高次脳機能障害者の機能訓練を受け入れる事業所に対する受入体制の整備等に要する経費の一部補助	0	0	42	42	0
(4) 日常生活支援を受け入れる障害者支援施設等の受入体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	313	324	0	△ 324	128
新 (5) 介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設及び介護人材確保や設備導入等に係る経費の一部補助	0	0	373	373	0
(6) 療護センターの設置・運営	—	—	—	—	—
	〔 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 〕				
	7,350 の内数	7,443 の内数	7,638 の内数		7,350 の内数
(7) 療護センターの施設整備	140	359	441	82	126
40 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等【法務省】	—	—	—	—	—
	〔 総合法律支援事業に係る運営費交付金 〕				
	15,420 の内数	15,191 の内数	15,664 の内数		15,420 の内数
3. 刑事手続への関与拡充への取組	19	20	23	3	0
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	—	—	—	—	—
	〔 総合法律支援事業に係る国選弁護士確保業務等委託費 〕				
	17,042 の内数	16,945 の内数	16,792 の内数		16,833 の内数
2 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	1	1	1	0	—
3 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	18	19	20	1	—
新 4 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に係る検討会の実施【法務省】	0	0	2	2	0
4. 支援等の体制整備への取組	2,213	1,112	1,399	287	890
1 都道府県担当者会議の開催【警察庁】	1	1	1	0	0

4. 令和4年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
2 犯罪被害者等施策の総合的推進事業【警察庁】	12	12	12	0	7
3 安心な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	17	17	17	0	16
4 交通事故相談活動の推進【国土交通省】	11	11	9	△2	10
5 交通事故被害者サポート事業経費【警察庁】	11	10	10	0	8
6 公共交通における事故発生時の被害者支援のための施策【国土交通省】	4	5	4	△1	1
7 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費【内閣府】	21	21	14	△7	0
8 DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業【内閣府】	357	241	374	133	196
9 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業【内閣府】	8	8	11	3	13
10 配偶者暴力相談全国共通短縮ダイヤル設定等経費【内閣府】	7	4	3	△1	4
11 DV相談プラス事業経費【内閣府】	599	0	0	0	244
12 配偶者暴力加害者対応プログラムに関する調査研究【内閣府】	8	14	8	△6	10
13 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金【内閣府】	394	247	455	208	225
14 性犯罪・性暴力被害者支援体制整備交付金【内閣府】	87	0	0	0	0
15 性暴力被害者等相談体制整備事業経費【内閣府】	155	4	3	△1	39
16 性犯罪被害者相談電話番号の統一化に要する経費【警察庁】	13	12	12	0	—
17 男女間における暴力に関する調査経費【内閣府】	13	0	0	0	20
18 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—
市民活動推進事業					
19 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応【警察庁】	148 の内数	52 の内数	48 の内数		38 の内数
(1) ストーカー対策担当者専科	7	7	6	△1	—
(2) ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科等医療との連携	14	12	12	0	—
新 (3) ストーカー加害者に対する再発防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究	0	0	12	12	0
20 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	23	23	23	0	—
21 民間団体への支援の充実【警察庁】					
(1) 民間被害者支援団体に対する活動支援	6	7	6	△1	5
(2) 民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託	46	46	46	0	—
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	120	120	120	0	—
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	46	46	46	0	—
(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	50	50	50	0	—
22 被害者等からの相談への対応【法務省】					
(1) 被害者支援員の配置	104	104	64	△40	84
(2) 被害者ホットラインの設置	2	2	2	0	—
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	5	9	5	△4	5
23 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	71	71	70	△1	—

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
24 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—
	人権擁護関係予算				
	3,517 の内数	3,552 の内数	3,552 の内数		3,517 の内数
25 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	—	—	—	—	—
	人権擁護関係予算				
	3,517 の内数	3,552 の内数	3,552 の内数		3,517 の内数
26 相談及び情報の提供等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る運営費交付金				
	15,420 の内数	15,191 の内数	15,664 の内数		15,420 の内数
27 いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	166 の内数	206 の内数	206 の内数		115 の内数
28 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	1,806 の内数	1,938 の内数	2,132 の内数		7,017 の内数
29 虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	40,575 の内数	21,323 の内数	21,247 の内数		21,341 の内数
30 児童相談所の体制強化等の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	40,575 の内数	21,323 の内数	21,247 の内数		21,341 の内数
31 海外における調査研究【警察庁】	0	7	1	△ 6	0
32 犯罪被害者等に関する調査【警察庁】	3	2	2	0	0
33 総合的対応窓口の周知促進【警察庁】	1	1	1	0	1
34 性犯罪被害者の聴取技法に関する心理学的研究【警察庁】	0	2	1	△ 1	0
35 性犯罪被害者の心理と警察官の対応に関する研究【警察庁】	1	0	0	0	1
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	158	150	265	115	121
1 犯罪被害者等施策の啓発のための中央・地方大会の開催【警察庁】	10	11	11	0	7
2 女性に対する暴力をなくす運動の広報啓発に係る経費【内閣府】	44	4	2	△ 2	34
3 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び相談支援促進経費【内閣府】	13	0	0	0	14
4 「AV出演被害・「JKビジネス」等被害防止月間」等広報啓発費【内閣府】	3	0	0	0	1
5 若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業経費【内閣府】	0	15	11	△ 4	0
6 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】	7	7	3	△ 4	1
7 人身取引被害申告票の作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1

4. 令和4年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	令和2年度 予算額	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額	対前年度 増△減額	令和2年度 決算額
8 人権啓発活動【法務省】	—	—	—	—	—
	人権擁護関係予算				
	3,517 の内数	3,552 の内数	3,552 の内数		3,517 の内数
9 道徳教育の抜本的改善・充実の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	316 の内数	311 の内数	257 の内数		83 の内数
10 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	独立行政法人教職員支援機構運営費交付金				
	1,215 の内数	1,212 の内数	1,223 の内数		1,215 の内数
11 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	51 の内数	35 の内数	33 の内数		16 の内数
12 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部【厚生労働省】	80	80	205	125	64
13 生命（いのち）の安全教育推進事業【文部科学省】	0	33	33	0	0
6. 推進体制	11	9	9	0	6
1 犯罪被害者等施策推進会議の開催【警察庁】	4	2	2	0	2
2 犯罪被害者団体等との情報交換の実施【警察庁】	1	1	1	0	0
3 犯罪被害者等施策年次報告の作成【警察庁】	7	6	6	0	4

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したものについては「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「—」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。

なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況
5-1. 政府の主たる犯罪被害者等施策担当窓口

政府の犯罪被害者等施策担当窓口一覧	
警 察 庁	長官官房犯罪被害者等施策担当参事官（推進会議、犯罪被害者等基本計画関係） 長官官房教養厚生課犯罪被害者支援室（警察が行う犯罪被害者支援関係）
内 閣 府	大臣官房企画調整課
総 務 省	大臣官房企画課
法 務 省	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
文部科学省	大臣官房政策課
厚生労働省	政策統括官付政策統括室
国土交通省	総合政策局政策課

5-2. 都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等並びに条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況

令和4年4月1日現在

地方公共 団 体 名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	条例の制定・計画等の 策定の有無			見舞金・貸付金 制度の有無	
	部局名	部局名	条例の 制定	うち特 化条例	計画等 の策定	見舞金	貸付金
北 海 道	環境生活部くらし安全局道民生活課	北海道被害者相談室（公益社団法人北海道 家庭生活総合カウンセリングセンター）（犯 罪被害者等総合相談窓口業務を委託）	○	○	○	－	－
青 森 県	環境生活部県民生活文化課	同左	○	○	○	－	－
岩 手 県	復興防災部消防安全課	復興防災部消防安全課県民安全担当	○	－	○	－	－
宮 城 県	環境生活部共同参画社会推進課安全・安心まちづくり推進班	同左	○	○	○	－	－
秋 田 県	生活環境部県民生活課	同左	○	○	○	－	－
山 形 県	防災くらし安心部消費生活・地域安全課	同左	○	○	○	－	○
福 島 県	生活環境部男女共生課	同左	○	○	○	－	－
茨 城 県	県民生活環境部生活文化課 安全なまちづくり推進室	同左	○	○	○	－	－
栃 木 県	県民生活部くらし安全安心課	同左	○	○	○	○	－
群 馬 県	生活こども部生活こども課	同左	○	○	○	－	－
埼 玉 県	県民生活部防犯・交通安全課	同左	○	○	○	－	－
千 葉 県	環境生活部くらし安全推進課防犯 対策推進室	同左	○	○	○	○	－
東 京 都	総務局人権部人権施策推進課被害 者支援連携担当	公益社団法人被害者支援都民センター	○	○	○	○	－
神奈川県	くらし安全防災局くらし安全部く らし安全交通課	かながわ犯罪被害者サポートステーション	○	○	○	－	○
新 潟 県	総務部県民生活課	同左	○	○	○	－	－
富 山 県	生活環境文化部県民生活課	同左	○	○	○	－	－
石 川 県	生活環境部生活安全課	同左	○	○	○	－	－

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

地方公共 団 体 名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	条例の制定・計画等の 策定の有無			見舞金・貸付金 制度の有無	
	部局名	部局名	条例の 制定	うち特 化条例	計画等 の策定	見舞金	貸付金
福 井 県	安全環境部県民安全課	同左	○	○	○	○	－
山 梨 県	県民生活部県民生活安全課 人権・生活安全担当	同左	○	－	○	－	－
長 野 県	県民文化部人権・男女共同参画課	同左	○	○	○	○	－
岐 阜 県	環境生活部県民生活課	県民生活相談センター	○	○	○	○	－
静 岡 県	くらし・環境部県民生活局 くらし交通安全課被害者支援班	同左	○	○	○	－	－
愛 知 県	防災安全局県民安全課	県民相談・情報センター及び県民相談室	○	○	○	○	－
三 重 県	環境生活部くらし・交通安全課	同左	○	○	○	○	－
滋 賀 県	総合企画部県民活動生活課消費生 活・安全なまちづくり係	同左	○	○	○	－	－
京 都 府	府民環境部安心・安全まちづくり 推進課	同左	○	－	○	－	－
大 阪 府	政策企画部危機管理室治安対策課	同左	○	○	○	－	－
兵 庫 県	県民生活部生活安全課	同左	○	－	○	－	－
奈 良 県	文化・教育・くらし創造部人権施 策課	同左	○	○	○	－	－
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課	同左	○	○	○	－	○
鳥 取 県	生活環境部くらしの安心局くらし の安心推進課	同左	○	－	○	－	－
島 根 県	環境生活部環境生活総務課消費と くらしの安全室	同左	○	－	○	○	－
岡 山 県	県民生活部くらし安全安心課	同左	○	○	○	－	－
広 島 県	環境県民局県民活動課	環境県民局県民活動課 (相談対応電話:公益社団法人広島被害者 支援センター)	○	○	○	－	－
山 口 県	環境生活部県民生活課	同左	○	○	○	－	－
徳 島 県	危機管理環境部消費者くらし安全 局消費者政策課	同左	○	○	○	○	－
香 川 県	危機管理総局くらし安全安心課	同左	○	○	○	○	－
愛 媛 県	県民環境部県民生活局県民生活課	同左	○	－	○	－	－
高 知 県	文化生活スポーツ部県民生活課	同左	○	○	○	○	－
福 岡 県	人づくり・県民生活部生活安全課	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	○	○	○	－	－
佐 賀 県	県民環境部くらしの安全安心課	同左	○	○	○	－	－
長 崎 県	県民生活環境部交通・地域安全課	同左	○	○	○	－	－
熊 本 県	環境生活部県民生活局くらしの安 全推進課	同左	○	○	○	○	－
大 分 県	生活環境部県民生活・男女共同参 画課(消費生活・男女共同参画プ ラザ)	同左	○	○	○	－	－
宮 崎 県	総合政策部人権同和対策課	同左	○	○	○	－	－
鹿児島県	総務部男女共同参画局くらし共生 協働課	同左	○	○	○	－	－
沖 縄 県	子ども生活福祉部消費・くらし安 全課	同左	○	－	○	－	－
札 幌 市	市民文化局地域振興部区政課	同左	○	－	○	○	－

地方公共 団 体 名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	条例の制定・計画等の 策定の有無			見舞金・貸付金 制度の有無	
	部局名	部局名	条例の 制定	うち特 化条例	計画等 の策定	見舞金	貸付金
仙 台 市	市民局生活安全安心部市民生活課	同左	－	－	○	－	－
さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	同左	○	○	－	○	－
千 葉 市	市民局市民自治推進部地域安全課	同左	－	－	○	－	－
横 浜 市	市民局人権課	同左	○	○	－	○	－
川 崎 市	市民文化局市民生活部地域安全推進課／人権・男女共同参画室	川崎市犯罪被害者等支援相談窓口	○	○	－	○	－
相模原市	市民局交通・地域安全課	同左	－	－	－	－	－
新 潟 市	市民生活部市民生活課安心・安全推進室	同左	○	－	○	○	－
静 岡 市	市民局生活安心安全課	同左	○	－	○	－	－
浜 松 市	市民部市民生活課	市民生活課くらしのセンター	○	○	○	○	－
名古屋市	スポーツ市民局人権施策推進室	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口	○	○	○	○	－
京 都 市	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター (京都市犯罪被害者総合相談窓口)	○	○	○	○	－
大 阪 市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	同左	○	○	－	○	－
堺 市	市民人権局市民生活部市民協働課	同左	○	○	－	－	－
神 戸 市	危機管理室／福祉局人権推進課	福祉局人権推進課	○	○	○	○	－
岡 山 市	市民生活局市民生活部生活安全課交通安全防犯室	岡山市犯罪被害者等総合相談窓口	○	○	－	○	－
広 島 市	市民局市民安全推進課	同左	○	○	○	○	－
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課	①福岡犯罪被害者総合サポートセンター ②性暴力被害者支援センター・ふくおか	○	－	○	－	－
福 岡 市	市民局生活安全部防犯・交通安全課	①福岡犯罪被害者総合サポートセンター ②性暴力被害者支援センター・ふくおか	－	－	－	－	－
熊 本 市	文化市民局市民生活部生活安全課	①同左 ②中央区役所総務企画課 ③東区役所総務企画課 ④西区役所総務企画課 ⑤南区役所総務企画課 ⑥北区役所総務企画課	－	－	－	－	－

都道府県・政令指定都市における条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の実施数

令和4年4月1日現在

地方公共団体（数）	条例の制定数	うち特化条例	計画等の策定数	見舞金制度の 導入数	貸付金制度の 導入数
都道府県（47）	47	39	47	13	3
政令指定都市（20）	15	11	11	12	0

5-3. 条例・計画等の制定・策定の状況及び見舞金・貸付金制度の導入状況（市区町村）

令和4年4月1日現在

地方公共団体名	市区町村数	条例・計画等の制定・策定の状況			見舞金・貸付金制度導入の状況	
		条例の制定数	うち特化条例	計画等の策定数	見舞金制度の導入数	貸付金制度の導入数
北海道	178	177	9	4	3	1
青森	40	2	2	0	1	0
岩手	33	0	0	1	0	0
宮城	34	7	7	1	7	0
秋田	25	25	25	1	25	0
山形	35	2	2	0	1	0
福島	59	3	3	0	3	0
茨城	44	10	3	1	3	2
栃木	25	7	7	3	8	0
群馬	35	3	3	12	3	0
埼玉	62	17	16	1	13	0
千葉	53	7	4	0	6	0
東京	62	5	4	1	1	3
神奈川	30	5	4	0	5	0
新潟	29	20	8	16	16	0
富山	15	1	0	1	1	0
石川	19	16	4	18	19	0
福井	17	2	1	0	1	0
山梨	27	10	1	1	1	0
長野	77	1	1	12	1	0
岐阜	42	42	42	5	42	1
静岡	33	17	17	5	16	0
愛知	53	7	1	1	3	0
三重	29	23	23	11	24	0
滋賀	19	19	18	0	19	0
京都	25	25	25	1	25	0
大阪	41	5	1	4	6	0
兵庫	40	40	40	0	40	1
奈良	39	39	39	0	39	2
和歌山	30	12	12	0	12	0
鳥取	19	8	8	1	8	0
島根	19	0	0	15	0	0
岡山	26	26	26	0	19	0
広島	22	8	8	1	10	0
山口	19	8	8	0	3	0
徳島	24	1	1	4	1	0
香川	17	0	0	1	0	0
愛媛	20	0	0	18	0	0
高知	34	6	1	3	0	0

地方公共団体名	市区町村数	条例・計画等の制定・策定の状況			見舞金・貸付金制度導入の状況	
		条例の制定数	うち特化条例	計画等の策定数	見舞金制度の導入数	貸付金制度の導入数
福岡	58	14	14	0	14	0
佐賀	20	20	20	0	20	0
長崎	21	21	21	1	21	0
熊本	44	3	2	2	1	0
大分	18	18	18	0	18	0
宮崎	26	5	4	4	5	0
鹿児島	43	2	0	0	0	0
沖縄	41	0	0	0	0	0
全国	1,721	689	453	150	464	10

※ 市区町村数には政令指定都市を含まない。

※ 区は東京都の特別区をいう。

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

5-4. 地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
北海道	〇札幌市	令和2年8月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
北海道	北斗市	平成22年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
北海道	せたな町	令和4年4月1日	30万円	10万円
北海道	広尾町	平成21年4月1日	30万円	10万円
青森県	弘前市	令和4年4月1日	30万円	10万円
宮城県	富谷市	令和4年4月1日	30万円	10万円
宮城県	亘理町	令和4年4月1日	30万円	10万円
宮城県	山元町	令和4年4月1日	30万円	10万円
宮城県	大和町	令和4年4月1日	30万円	10万円
宮城県	大郷町	令和4年4月1日	30万円	10万円
宮城県	大衡村	令和3年12月2日	30万円	10万円
宮城県	色麻町	令和4年4月1日	30万円	10万円
秋田県	秋田市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	能代市	平成19年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	横手市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	大館市	平成18年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	男鹿市	平成20年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	湯沢市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	鹿角市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	由利本荘市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	潟上市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	大仙市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	北秋田市	平成27年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	にかほ市	平成19年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	仙北市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	小坂町	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	上小阿仁村	平成28年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	藤里町	平成29年6月13日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	三種町	平成29年6月14日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	八峰町	平成29年6月14日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	五城目町	平成28年3月18日	30万円	(1) 入院期間3か月以上 10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満 5万円 (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 2万円
秋田県	八郎潟町	平成29年9月15日	30万円	(1) 入院期間3か月以上 10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満 5万円 (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 2万円
秋田県	井川町	平成18年6月21日	30万円	(1) 入院期間3か月以上 10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満 5万円 (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 2万円
秋田県	大潟村	平成28年4月1日	30万円	(1) 入院期間3か月以上 10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満 5万円 (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 2万円

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

[illegible]

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
秋田県	美郷町	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	羽後町	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
秋田県	東成瀬村	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
山形県				
山形県	山形市	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ3日以上入院するもの 精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度であるもの 10万円
福島県	白河市	令和4年4月1日	60万円	30万円
福島県	西郷村	令和4年4月1日	60万円	30万円
福島県	三春町	令和4年4月1日	30万円	15万円
茨城県	潮来市	平成28年12月28日	30万円	20万円
茨城県	常陸大宮市	平成22年3月25日	30万円（第1順位遺族）	全治1か月以上 10万円
茨城県	行方市	平成30年12月12日	30万円	10万円
栃木県		令和3年12月1日	60万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ入院3日以上であること 20万円
栃木県	宇都宮市	令和4年4月1日	30万円	医療機関での療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する負傷又は疾病 10万円
栃木県	鹿沼市	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと（疾病が精神疾患である場合には、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限り） 10万円
栃木県	小山市	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと（疾病が精神疾患である場合には、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限り） 10万円
栃木県	大田原市	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと（疾病が精神疾患である場合には、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限り） 10万円
栃木県	さくら市	令和4年4月1日	30万円	(1) 負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと（精神疾患を含む） 10万円 (2) 負傷又は疾病の療養の期間が2週間以上1か未満であったこと（精神疾患を含む） 5万円
栃木県	茂木町	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと（疾病が精神疾患である場合には、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限り） 10万円

基礎資料

183

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
栃木県	高根沢町	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと。被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出することが困難であると町長が認めたこと 10万円
栃木県	那珂川町	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上であったこと（疾病が精神疾患である場合には、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限る） 10万円
群馬県	前橋市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
群馬県	安中市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
群馬県	大泉町	令和2年6月17日	30万円	全治1か月以上 10万円
埼玉県	〇さいたま市	令和3年4月1日	30万円	1か月以上の療養かつ3日以上入院 10万円
埼玉県	川越市	令和3年4月1日	30万円	10万円
埼玉県	春日部市	平成31年4月1日	30万円	10万円
埼玉県	蕨市	昭和43年4月1日	10万円	重傷者 5万円
埼玉県	新座市	平成24年6月22日	見舞金の額は、犯罪被害の程度等を勘案した上で、新座市犯罪被害者支援推進協議会会長が定める。	
埼玉県	久喜市	令和2年4月1日	30万円	10万円
埼玉県	日高市	令和4年1月1日	30万円	10万円
埼玉県	白岡市	令和3年4月1日	30万円	10万円
埼玉県	三芳町	平成13年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満 10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満 15万円 (4) 全治3か月以上 20万円
埼玉県	滑川町	令和4年4月1日	10万円	5万円
埼玉県	嵐山町	平成12年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満 10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満 15万円 (4) 全治3か月以上 20万円
埼玉県	川島町	令和元年12月10日	30万円	10万円
埼玉県	美里町	令和3年4月1日	30万円	10万円
埼玉県	寄居町	令和3年4月1日	30万円	10万円
千葉県		令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
千葉県	松戸市	昭和42年10月1日	3万円（弔慰金）	
千葉県	成田市	平成18年3月27日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 5万円 (3) 全治3か月以上 10万円
千葉県	市原市	平成17年度以前	1年間で「交通遺児のために」と用途を限定されて寄せられた特定寄附金について交通遺児見舞金として配布しているため、年度により金額は異なる。	
千葉県	印西市	平成29年4月1日	30万円	(1) 全治1か月以上3か月未満 5万円 (2) 全治3か月以上 10万円

基礎資料

185

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
千葉県	神崎町	平成15年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 5万円 (3) 全治3か月以上 10万円
千葉県	多古町	平成14年1月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 10万円 (3) 全治3か月以上 20万円
東京都		令和2年10月1日	30万円	医療機関での治療の期間が1か月以上 かつ通算3日以上入院 10万円
東京都	中野区	令和2年4月1日	(1) 30万円 (2) 被害者が生計を維持する18歳以下の子どもがいる場合一人につき30万円	全治1か月以上 10万円
東京都	杉並区			
東京都	国分寺市			
東京都	多摩市			
神奈川県				
神奈川県	〇横浜市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日間以上 10万円
神奈川県	〇川崎市	令和4年4月1日	30万円（遺族見舞金）	重傷病見舞金 10万円
神奈川県	横須賀市	令和4年4月1日	30万円	1か月以上の療養かつ3日以上入院 10万円
神奈川県	茅ヶ崎市	平成27年11月25日	50万円	加療1か月以上の被害 10万円
神奈川県	秦野市	令和4年4月1日	50万円	療養1か月以上かつ入院3日以上 10万円

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

		貸付金制度の 運用開始年月日	貸付金の額等		
	その他		死亡	傷害	その他
		平成18年4月1日	・貸付額30万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還 10万円以内は10か月以内 10万円を超え20万円以内は20か月以内 20万円を超え30万円以内は30か月以内	・貸付額30万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還 10万円以内は10か月以内 10万円を超え20万円以内は20か月以内 20万円を超え30万円以内は30か月以内	
		平成25年2月1日	・金融機関への融資あっせん制度 ・貸付額50万円以内 ・利子・保証料全額補助 ・6か月据え置き後償還36か月以内	・金融機関への融資あっせん制度 ・貸付額50万円以内 ・利子・保証料全額補助 ・6か月据え置き後償還36か月以内	
		平成21年4月1日	・貸付額10万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還15か月以内	・貸付額10万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還15か月以内	
		平成21年4月1日	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、100万円（上限）を、給付条件に至らないが故意の犯罪により傷病を負ったものに対し、30万円（上限）を貸し付ける。		
	強制性交等罪等又はその未遂罪10万円、強制わいせつ罪5万円				
	性犯罪被害見舞金 10万円				
	性犯罪被害 5万円				
	1か月以上の加療を要さない性犯罪被害 5万円				
	性犯罪被害 5万円				

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
神奈川県	座間市	平成16年4月1日	(1) 20歳未満の者 20万円 (2) 20歳以上の者 30万円	(1) 入院の期間が15日以上の場合 2万円 (2) 入院の期間が30日以上の場合 4万円 (3) 入院の期間が45日以上の場合 6万円 ほか
神奈川県	寒川町	平成15年4月1日	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、50万円(上限)	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、10万円(上限)
新潟県	〇新潟市	令和3年9月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	長岡市	令和4年3月30日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	柏崎市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	新発田市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	加茂市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	十日町市	令和4年1月6日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	燕市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	糸魚川市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	妙高市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円
新潟県	五泉市	令和4年3月31日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された場合 10万円

基礎資料

189

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
新潟県	上越市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された場合 10万円
新潟県	阿賀野市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された場合 10万円
新潟県	魚沼市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された場合 10万円
新潟県	胎内市	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された場合 10万円
新潟県	田上町	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された場合 10万円
新潟県	阿賀町	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された場合 10万円
新潟県	刈羽村	令和4年4月1日	30万円	療養に要する期間が1か月以上、かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された場合 10万円
富山県	富山市	令和2年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
石川県	金沢市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	七尾市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	小松市	平成27年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	輪島市	令和2年10月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	珠洲市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	加賀市	令和元年10月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	羽咋市	平成26年1月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	かほく市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	白山市	平成30年6月28日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	能美市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	野々市市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	川北町	令和2年12月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	津幡町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	内灘町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	志賀町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	宝達志水町	平成26年3月25日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円

基礎資料

191

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
石川県	中能登町	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	穴水町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
石川県	能登町	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
福井県		令和3年4月1日	60万円（資力要件等あり）	20万円 （医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ入院3日以上、その他資力要件等あり）
福井県	越前市	平成24年4月1日	30万円	10万円 （医師の診断により全治1か月以上の加療を要する場合）
山梨県	韮崎市	平成21年3月23日	50万円	10万円
長野県		令和4年4月1日	60万円	20万円
長野県	坂城町	令和2年9月18日	30万円	10万円
岐阜県		平成20年4月1日	犯罪被害により親等を亡くした遺児（義務教育終了までの者及び高等学校在学中で満20歳未満の者）に、年1回（5月5日基準日）激励金を支給 （1）小学生以下 1万5千円 （2）中学生 2万円 （3）高校生等 2万5千円	
岐阜県	岐阜市	令和2年1月1日	30万円	10万円
岐阜県	大垣市	令和2年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	高山市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	多治見市	令和元年10月1日	30万円	10万円
岐阜県	関市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	中津川市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	美濃市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	瑞浪市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	羽島市	令和2年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	恵那市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	美濃加茂市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	土岐市	令和元年9月27日	30万円	10万円
岐阜県	各務原市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	可児市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	山県市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	瑞穂市	令和3年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	飛騨市	令和3年8月16日	30万円	10万円
岐阜県	本巣市	令和3年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	郡上市	平成30年12月20日	30万円	10万円
岐阜県	下呂市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	海津市	令和3年3月16日	30万円	10万円
岐阜県	岐南町	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	笠松町	平成30年10月1日	30万円	10万円（療養に1か月以上の期間を要する負傷又は疾病）
岐阜県	養老町	平成31年4月1日	30万円	10万円

基礎資料

193

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
岐阜県	垂井町	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	関ヶ原町	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岐阜県	神戸町	平成30年12月13日	30万円	10万円
岐阜県	輪之内町	平成30年10月1日	30万円	10万円
岐阜県	安八町	平成30年12月14日	30万円	10万円
岐阜県	揖斐川町	平成30年9月11日	30万円	10万円
岐阜県	大野町	平成30年9月14日	30万円	10万円
岐阜県	池田町	平成30年9月13日	30万円	10万円
岐阜県	北方町	令和3年4月1日	30万円	10万円
岐阜県	坂祝町	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県	富加町	平成31年1月1日	30万円	10万円（治療期間1か月以上）
岐阜県	川辺町	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県	七宗町	平成30年10月1日	30万円	10万円
岐阜県	八百津町	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県	白川町	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県	東白川村	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県	御嵩町	平成31年4月1日	30万円	10万円（重症病（1か月以上））
岐阜県	白川村	平成31年4月1日	30万円	10万円
静岡県	〇浜松市	令和4年4月1日	60万円	全治1か月以上 20万円
静岡県	沼津市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	三島市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	富士宮市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	島田市	令和2年8月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	富士市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	磐田市	令和3年3月23日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	焼津市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	掛川市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	藤枝市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 5万円
静岡県	湖西市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 5万円
静岡県	伊豆市	令和4年1月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	菊川市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 5万円
静岡県	伊豆の国市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	牧之原市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	清水町	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
静岡県	長泉町	平成30年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
愛知県		令和3年4月1日	遺族見舞金 1世帯あたり上限60万円 遺児支援金 犯罪被害により親等を亡くした遺児に、年1回（5月5日基準日）支援金を支給 (1) 小学生以下1万5千円 (2) 中学生2万円 (3) 高校生等2万5千円	重傷病見舞金 1世帯あたり上限20万円

基礎資料

基礎資料

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
愛知県	○名古屋市	平成30年7月1日 (対象は平成30年 4月1日以降の事 案)	支援金として、30万円(資 力要件等あり) 見舞金として、上限150万 円(遺族が損害賠償請求権 に係る債務名義を取得した にも関わらず、約定通りに 賠償が受けられない場合)	支援金として、全治1か月以上 10 万円(資力要件等あり)
愛知県	犬山市	平成20年4月1日	15万円(即死及び犯罪発 生後7日以内の死亡者)	5万円(医師の診断により入院30日 以上の治療を要した者及び犯罪発生7 日経過後の死亡者)
愛知県	大府市	令和4年4月1日	遺族支援金 上限30万円(ただし、同 一の犯罪行為による犯罪被 害につき、給付対象者が複 数いる場合又は給付対象者 が複数の給付を受けること となる場合には、上限を 30万円として給付する。)	重傷病支援金 上限10万円(ただし、同一の犯罪行 為による犯罪被害につき、給付対象者 が複数いる場合又は給付対象者が複数 の給付を受けることとなる場合には、 上限を30万円として給付する。)
愛知県	扶桑町	令和4年4月1日	遺族見舞金 上限30万円	重傷病見舞金 上限10万円
三重県		平成31年4月1日	60万円(遺族見舞金)	医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ入院3日以上、重傷 病見舞金 20万円
三重県	津市	令和4年4月1日	30万円(遺族支援金)	医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ3日以上入院が必要 な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	四日市市	令和元年10月4日	30万円(遺族支援金)	医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ3日以上入院が必要 な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	伊勢市	令和3年4月1日	30万円(遺族支援金)	医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ3日以上入院が必要 な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	桑名市	令和2年9月30日	30万円(遺児支援金)	
三重県	鈴鹿市	令和3年4月1日	30万円(遺族支援金)	医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ3日以上入院が必要 な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	名張市	令和4年4月1日	30万円(遺族支援金)	医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ3日以上入院が必要 な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	亀山市	令和3年7月1日	30万円(遺族支援金)	重傷病等支援金 10万円 医師の診断により療養に要する期間が 1か月以上かつ3日以上入院(精神 疾患の場合は3日以上労務に服するこ とができない)が必要な場合に限る。

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

		貸付金制度の 運用開始年月日	貸付金の額等		
	その他		死亡	傷害	その他
	支援金として、強制性交等罪及び準強制性交等罪、監護者性交等罪 10万円（資力要件等あり）				
	精神療養支援金 上限2万5千円（ただし、同一の犯罪行為による犯罪被害につき、給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。）				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養見舞金 5万円（その他給付要件あり）				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
三重県	鳥羽市	令和4年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院が必要な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	熊野市	令和3年4月1日	30万円（遺族支援金）	重傷病支援金 医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ入院3日以上 10万円
三重県	志摩市	令和4年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養の期間が1か月以上かつ3日以上入院が必要な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	伊賀市	令和4年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養の期間が1か月以上かつ3日以上入院が必要な場合、重傷病支援金 10万円
三重県	木曽岬町	令和3年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	東員町	令和4年4月1日	30万円（遺族支援金）	負傷又は疾病に係る身体の被害については、医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合（精神疾患については、医師の診断により、疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない状態の場合）、重傷病支援金 10万円
三重県	菰野町	令和3年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	朝日町	令和3年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	川越町	令和3年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	多気町	令和2年9月25日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

		貸付金制度の 運用開始年月日	貸付金の額等		
	その他		死亡	傷害	その他
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	精神療養支援金 医師の診断より、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができないもの2万5千円（その他給付要件あり）				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務等に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
三重県	明和町	令和2年7月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	玉城町	令和4年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	度会町	令和2年9月18日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	大紀町	令和2年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	南伊勢町	令和2年12月18日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	紀北町	令和3年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
三重県	御浜町	令和4年4月1日	30万円（遺族支援金）	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金 10万円
滋賀県	大津市	平成15年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	彦根市	平成12年9月29日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	長浜市	平成18年2月13日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	近江八幡市	平成22年3月21日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	草津市	平成14年3月25日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	守山市	平成13年12月25日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	栗東市	平成13年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	甲賀市	平成17年1月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	野洲市	平成16年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	湖南市	平成16年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	高島市	平成29年6月28日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	東近江市	平成17年2月11日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	米原市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	日野町	平成15年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	竜王町	平成12年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満 10万円 (3) 全治3か月以上 20万円

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

	その他	貸付金制度の 運用開始年月日	貸付金の額等		
			死亡	傷害	その他
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	医師の診断により、療養に要する期間が3か月以上かつ3日以上労務に服することができない場合、精神療養支援金 2万5千円				
	緊急支援金として5万円 (条件あり)				

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
滋賀県	愛荘町	平成18年2月13日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	豊郷町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	甲良町	平成27年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
滋賀県	多賀町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	○京都市	平成23年4月1日	30万円※生活資金の給付 (犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり)	30万円※生活資金の給付(犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり)
京都府	福知山市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	舞鶴市	平成23年6月28日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	綾部市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	宇治市	平成22年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	宮津市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	亀岡市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	城陽市	平成22年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	向日市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	長岡京市	平成23年1月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	八幡市	平成24年7月12日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	京田辺市	平成23年9月26日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	京丹後市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	南丹市	平成26年4月1日	30万円 (一部支給の場合あり)	全治1か月以上 10万円 (一部支給の場合あり)
京都府	木津川市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	大山崎町	平成24年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	久御山町	平成21年5月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	井手町	平成23年7月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	宇治田原町	平成23年6月20日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	笠置町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	和束町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	精華町	平成25年9月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	南山城村	平成25年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	京丹波町	平成26年1月3日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	伊根町	平成26年1月3日	30万円	全治1か月以上 10万円
京都府	与謝野町	平成23年1月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
大阪府	○大阪市	令和2年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の療養、かつ入院3日以上、又は、医師の診断により1か月以上の療養、かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患 10万円
大阪府	池田市	平成11年4月1日	20万円	入院加療3か月以上 3万円
大阪府	高槻市	昭和56年4月1日	10万円(弔慰金)	
大阪府	守口市	令和4年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の療養、かつ入院3日以上 10万円
大阪府	松原市	昭和45年4月1日	5万円(死亡弔慰金)	
大阪府	門真市	令和3年4月1日	5万円(災害弔慰見舞金)	
大阪府	摂津市	平成20年7月1日	30万円	全治1か月以上 10万円 (治療期間記載の診断書の提出が必要)

基礎資料

強制性交等、準強制性交等、
又は、監護者性交等の被害
10万円

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
兵庫県	〇神戸市	平成25年4月1日	50万円	全治1か月以上 15万円
兵庫県	姫路市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	尼崎市	平成27年7月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	明石市	平成23年4月1日	40万円（死亡・傷害合わせて40万円を超えない範囲）	全治1か月以上 20万円 （令和2年4月1日より）
兵庫県	西宮市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
兵庫県	洲本市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	芦屋市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	伊丹市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上 10万円
兵庫県	相生市	平成17年6月27日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	豊岡市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	加古川市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	赤穂市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	西脇市	平成31年4月1日	30万円	10万円
兵庫県	宝塚市	平成17年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	三木市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	高砂市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	川西市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	小野市	平成28年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	三田市	平成29年4月1日	30万円	10万円
兵庫県	加西市	平成31年1月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	丹波篠山市	令和4年4月1日	30万円	10万円
兵庫県	養父市	平成28年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	丹波市	平成20年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	南あわじ市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	朝来市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	淡路市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	宍粟市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	加東市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	たつの市	平成17年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	猪名川町	令和2年4月1日	30万円	10万円
兵庫県	多可町	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	稲美町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	播磨町	令和2年4月1日	60万円	20万円
兵庫県	市川町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	福崎町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	神河町	令和元年12月9日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	太子町	平成21年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	上郡町	平成29年3月10日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	佐用町	平成22年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
兵庫県	香美町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円

基礎資料

205

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
兵庫県	新温泉町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	奈良市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	大和高田市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	大和郡山市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	天理市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	橿原市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	桜井市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	五條市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要した者 精神の疾患の場合にあっては、療養の期間が1か月以上でかつ3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県	御所市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	生駒市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	香芝市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	葛城市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	宇陀市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	山添村	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	平群町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者 ただし、精神の疾患の場合にあっては、3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県	三郷町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	斑鳩町	平成30年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する者 ただし、精神の疾患の場合にあっては、3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県	安堵町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者 精神の疾患の場合にあっては、療養の期間が1か月以上でかつ3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県	川西町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	三宅町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者 ただし、精神の疾患の場合にあっては、3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県	田原本町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	曽爾村	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	御杖村	令和2年4月1日	30万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き村内に住所を有している者 10万円

基礎資料

207

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
奈良県	高取町	平成30年4月1日	30万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き町内に住所を有している者 10万円
奈良県	明日香村	平成30年4月1日	30万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き村内に住所を有している者 10万円
奈良県	上牧町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要する者 精神的な疾病の場合にあっては、3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県	王寺町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	広陵町	令和2年4月1日	30万円	10万円
奈良県	河合町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	吉野町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	大淀町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上、3日以上入院 10万円
奈良県	下市町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上を要したもの 10万円 ただし、精神疾患は含まない。
奈良県	黒滝村	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上3日以上入院を要する者に10万円
奈良県	天川村	令和2年4月1日	30万円	全治1か月の加療かつ3日以上入院 10万円
奈良県	野迫川村	平成31年4月1日	30万円	10万円
奈良県	十津川村	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
奈良県	下北山村	令和2年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する者 10万円
奈良県	上北山村	令和2年4月1日	30万円	10万円
奈良県	川上村	令和2年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する者に10万円
奈良県	東吉野村	令和2年4月1日	30万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き村内に住所を有している者 10万円
和歌山県				
和歌山県	和歌山市	令和2年4月1日	30万円	療養に1か月以上、かつ、当該療養期間内に3日以上入院で10万円
和歌山県	有田市	令和4年4月1日	30万円	重傷病 10万円
和歌山県	紀美野町	令和3年4月1日	30万円	10万円

基礎資料

209

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
和歌山県	九度山町	令和3年4月1日	30万円	療養に1か月以上、当該療養期間内に3日以上入院で10万円（精神疾患の場合は、療養に1か月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度）
和歌山県	高野町	令和4年4月1日	30万円	10万円
和歌山県	湯浅町	令和3年4月1日	30万円	10万円
和歌山県	有田川町	令和3年4月1日	30万円	10万円
和歌山県	上富田町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
和歌山県	すさみ町	令和4年4月1日	30万円	療養に1か月以上、当該療養の期間内に3日以上入院で10万円（精神疾患の場合は、3日以上労務に服することができない程度）
和歌山県	那智勝浦町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
和歌山県	太地町	令和3年4月1日	30万円	10万円
和歌山県	串本町	令和4年4月1日	30万円	10万円
鳥取県	岩美町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
鳥取県	若桜町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
鳥取県	智頭町	令和3年3月22日	30万円	全治1か月以上 10万円
鳥取県	八頭町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
鳥取県	三朝町	令和4年4月1日	30万円	10万円
鳥取県	湯梨浜町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
鳥取県	北栄町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
鳥取県	南部町	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
島根県		令和4年4月1日	30万円	医療機関での治療の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院 10万円
岡山県	○岡山市	令和3年4月1日	30万円	重傷病 10万円
岡山県	笠岡市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	総社市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	高梁市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	新見市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	備前市	平成23年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	瀬戸内市	平成24年1月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 5万円 (2) 全治1か月以上 10万円
岡山県	赤磐市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	浅口市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	和気町	平成23年10月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	早島町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	里庄町	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	新庄村	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	鏡野町	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	勝央町	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円

基礎資料

211

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
岡山県	奈義町	令和2年6月9日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	西栗倉村	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	久米南町	令和2年9月23日	30万円	全治1か月以上 10万円
岡山県	美咲町	平成31年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満 5万円 (2) 全治1か月以上 10万円
岡山県	吉備中央町	令和2年7月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	〇広島市	令和3年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	呉市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	府中市	平成29年1月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	三次市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	庄原市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	大竹市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	廿日市市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	安芸高田市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円 (自責要件等あり)
広島県	江田島市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	府中町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
広島県	神石高原町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
山口県	宇部市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
山口県	防府市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上 10万円
山口県	周南市	令和4年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ3日以上入院 10万円
徳島県		令和3年9月1日 (令和3年4月1日以降に発生した 犯罪被害が対象)		
徳島県	那賀町	令和3年8月1日	30万円	10万円
香川県		令和3年4月1日	50万円	医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ入院3日以上 20 万円
高知県		令和3年4月1日	高知県犯罪被害者等支援事 業費補助金(所得制限等あ り) 生活資金の補助 (犯罪被害からの心身の回 復のために必要と認められ る生活資金) 遺族 上限30万円	重傷病 上限10万円 医師の診断により、療養に要する期間 が1か月以上かつ通算3日以上入院 (精神的な疾病は3日以上労務不能)
福岡県	大牟田市	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	田川市	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	柳川市	令和2年1月1日	30万円	重傷病と診断され、療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	宗像市	平成16年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	古賀市	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	うきは市	令和4年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	みやま市	令和2年1月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	香春町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	添田町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	糸田町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円

基礎資料

213

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
福岡県	川崎町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	大任町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	赤村	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
福岡県	福智町	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上 10万円
佐賀県	佐賀市	平成29年10月1日	30万円	犯罪行為による重傷病を患った者 10万円
佐賀県	唐津市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	鳥栖市	平成29年10月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	多久市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	伊万里市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	武雄市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	鹿島市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	小城市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	嬉野市	平成28年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	神埼市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	吉野ヶ里町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	基山町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	上峰町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	みやき町	平成28年7月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	玄海町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	有田町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	大町町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	江北町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	白石町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県	太良町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	長崎市	令和3年4月1日	30万円	療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要した者。精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない者 10万円
長崎県	佐世保市	平成30年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断され、かつ3日以上の入院を要した者 10万円

基礎資料

215

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
長崎県	島原市	令和元年7月12日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	諫早市	令和3年10月1日	30万円	重傷病（負傷又は疾病（精神的なものを含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者） 10万円
長崎県	大村市	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	平戸市	令和3年4月1日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	松浦市	令和2年6月26日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	対馬市	令和2年9月18日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	壱岐市	平成31年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円以内
長崎県	五島市	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	西海市	令和元年12月24日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断され、かつ3日以上入院を要した者 10万円
長崎県	雲仙市	令和2年4月1日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	南島原市	令和2年4月1日	30万円	犯罪行為により重傷病（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたもの）を負った者 10万円
長崎県	長与町	令和2年4月1日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	時津町	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	東彼杵町	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	川棚町	令和2年4月1日	30万円	10万円
長崎県	波佐見町	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県	小値賀町	令和2年4月1日	30万円	10万円
長崎県	佐々町	令和2年4月1日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円

基礎資料

217

地方公共団体名		見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等	
都道府県	市区町村		死亡	傷害
長崎県	新上五島町	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
熊本県		令和3年4月1日	60万円	医師の診断により、治療期間が1か月以上かつ入院3日以上 30万円
熊本県	長洲町	平成21年4月1日	15万円	全治1か月以上 5万円
大分県	大分市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	別府市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	中津市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	日田市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	佐伯市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	臼杵市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	津久見市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	竹田市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	豊後高田市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	杵築市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	宇佐市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	豊後大野市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	由布市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	国東市	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	姫島村	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	日出町	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	九重町	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
大分県	玖珠町	平成30年4月1日	30万円	重傷病 10万円
宮崎県	日向市	令和4年4月1日	30万円	重傷病 10万円
宮崎県	三股町	令和4年4月1日	30万円	重傷病 10万円
宮崎県	新富町	令和4年4月1日	30万円	重傷病 10万円
宮崎県	西米良村	令和4年4月1日	30万円	重傷病 10万円
宮崎県	木城町	令和3年4月1日	30万円	重傷病 10万円

※ ○は政令指定都市を示す。

基礎資料

219

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

(令和4年4月現在 47都道府県48団体)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
北海道	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室）	011-232-8740	月～金	○☆	★性暴力専用ダイヤル（011-211-8286） 弁護士による法律相談（無料、毎週木曜日、初回無料予約制）
	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター（北・ほっかいどう被害者相談室）	0166-24-1900	月・火・木・金		臨床心理士によるカウンセリング（無料）
青森	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（4回まで無料）
岩手	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金	○☆	ウェブサイトからメール相談可
宮城	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 (月は予約のみ対応)	○☆	弁護士による法律相談（初回のみ無料） 公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング（36回まで無料） ★性暴力被害専用ダイヤル（0120-556-460、月～土）
秋田	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-62-8010	月～金	○☆	一定の犯罪被害者に対する経済的支援（特別支援） ★性暴力被害者相談専用電話（0800-8006-410、月～金）
山形	公	やまがた被害者支援センター	山形窓口 023-642-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング（1回無料、性被害の場合は家族を含め3回まで無料） 緊急支援金制度（平成28年6月から運用） ★性暴力被害相談専用電話「べにサボやまがた」（023-665-0500、月～金）
			庄内出張所 0234-43-0783	水		
福島	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、60分） 臨床心理士によるカウンセリング（おおむね5回まで無料）
茨城	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、弁護士入室日は要問合せ） 臨床心理士によるカウンセリング（無料） ★性暴力被害相談ダイヤル（029-350-2001、月～金）
栃木	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
群馬	公	被害者支援センターすてっぴぐんま	027-253-9991	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） DV被害者一時保護シェルターの運営 臨床心理士による心理相談（1回無料）
埼玉	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（月2回、1回無料、予約制） 臨床心理士によるカウンセリング（予約制）
千葉	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、原則毎月第4水曜日14時から16時まで、予約制） 臨床心理士によるカウンセリング（無料、予約制） 性犯罪・性暴力被害専用ダイヤル（043-222-9977）
東京	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金	○☆	公認心理師等によるカウンセリング（無料）
神奈川	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土	○☆	★性被害専用（045-328-3725、月～金）
新潟	公	にいがた被害者支援センター	新潟 025-281-7870	月～金	○☆	弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
			長岡 0258-32-7016			
			上越 025-522-3133			

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
富山	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回は原則無料）・臨床心理士等によるカウンセリング（初回は原則無料）
石川	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料、要予約） 臨床心理士等による心理相談（初回無料、要予約）
福井	公	福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（無料、毎週木曜日午前、要予約）
山梨	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
長野	N	長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830 中信 0263-73-0783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
岐阜	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
静岡	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 公認心理師等によるカウンセリング（原則1回無料）
愛知	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金	○☆	弁護士による電話法律相談（無料、第2・4水曜日） 弁護士による面接法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで無料）
三重	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料、予約制） 臨床心理士による心理相談（1回無料、予約制）
滋賀	公	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	月～金	○☆	カウンセリング無料 OVSC緊急支援金制度（令和2年4月から運用）
京都	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830 ほくぶ相談室 0120-78-3974	月～金 月・木	○☆	京都市から犯罪被害者総合相談窓口業務を受託（通訳派遣等実施） 弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（10回まで無料）
大阪	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、90分） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
兵庫	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火・水・金・土	○☆	被害者に精通した弁護士による法律相談（1回無料、要予約） 臨床心理士による心理相談（無料、要予約）
奈良	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783 中南和相談コーナー 0744-23-0783	月～金 月・火	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（センター内部は無料） （外部は1回につき上限5,500円 5回まで補助）
和歌山	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～土	○☆	弁護士・臨床心理士による移動相談（無料、5月・10月）
鳥取	公	とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回は原則無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回は原則無料）
島根	公	島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料） 弁護士による法律相談（3回まで無料）
岡山	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土	○☆	★性暴力被害者支援センター「おかやま心」 専用相談電話（086-206-7511、祝日、年末年始を除く。）
広島	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士による心理相談（原則1回無料）
山口	公	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
徳島	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830 088-656-8080	月・水～土	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
香川	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
愛媛	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
高知	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回のみ無料） 公認心理師による心理相談（性暴力被害者初回のみ無料） ★性暴力被害者サポートセンターこうち 専用相談電話（コーラルコール）月～土 080-9833-3500/0120-835-350
福岡	公	福岡犯罪被害者支援センター	092-409-1356	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料）
			北九州 093-582-2796			
			筑後 0942-39-4416			
			筑豊 0948-28-5759			
佐賀	N	被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-33-2110	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
長崎	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料） ★性暴力被害専用ダイヤル「サポートながさき」（095-895-8856、月～金）（夜間・休日はコールセンターへ接続）
熊本	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 公認心理師によるカウンセリング（原則初回無料）
大分	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
宮崎	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料、第2・4火曜日） 精神科医及び臨床心理士によるカウンセリング（無料、第2・4木曜日）
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則初回無料、第2・4木曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則初回無料、第1・3土曜日）
沖縄	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 精神科医及び臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）

注1：「法人」欄について、「N」は認定特定非営利活動法人を、「公」は公益社団法人を、「一」は一般社団法人を、それぞれ示す。

注2：「備考」欄について、「○」は犯罪被害者等早期援助団体として指定されていることを、「☆」は公益社団法人、特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人として認定されており当該法人に対する寄付金について税制上の優遇措置が適用されることを、それぞれ示す。

注3：「特記事項」欄については、「★」は性暴力被害専用ダイヤルを示す。

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧
7. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

7. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧（提供：内閣府）

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号：#8891（はやくワンストップ）

令和3年11月1日現在

		名 称	相談受付日時	性暴力被害者のための夜間休日 コールセンターによる 相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施している センターのみ	相談					警察に相談しない場合の 医療費等公費負担		備 考
						電 話	面 接	メ ー ル	S N S	交 付 金 活 用	自 治 体 独 自 制 度		
1	北海道・札幌市	性暴力被害者支援センター北海道 「SACRACH（さくらこ）」	月～金 10：00～20：00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 20：00～10：00 土・日・祝日 10：00～10：00 年末年始 10：00～10：00	050-3786-0799 メール：sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	○	○	○	－	○	－		
	函館市	函館・道南SART（サート）	月～金 10：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。)		0138-85-8825	○	○	－	－	－	－		
2	青森県	あおもり性暴力被害者支援センター	月・水 10：00～21：00 火・木・金 10：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。)	月・水 21：00～10：00 火・木・金 17：00～10：00 土・日・祝日 10：00～10：00 年末年始 10：00～10：00	「りんごの花ホットライン」 017-777-8349	○	○	－	－	○	－		
3	岩手県	はまなすサポート	月～金 10：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17：00～10：00 土・日・祝日 10：00～10：00 年末年始 10：00～10：00	019-601-3026 メール：ＨＰ内の相談フォームから送信	○	○	○	－	○	－		
4	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	月～金 10：00～20：00 土 10：00～16：00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 20：00～10：00 土 16：00～10：00 日、祝日 10：00～10：00 年末年始 10：00～10：00	0120-556-460(こころ フォロー) 宮城県内専用フリーダイヤル	○	○	－	－	○	－		
5	秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター「はっとハートあきた」	月～金 10：00～19：00 (土・日・祝日、年末年始除く。)	月～金 19：00～10：00 土・日・祝日 10：00～10：00 年末年始 10：00～10：00	0800-8006-410 県内からの電話は通話料無料 メール：県ＨＰ内のメールアドレスをコピーして送信	○	○	○	－	○	－		
6	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポ やまがた」	月～金 10：00～19：00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 19：00～10：00 土・日・祝日 10：00～10：00 年末年始 10：00～10：00	023-665-0500	○	○	－	－	○	－		
7	福島県	性暴力等被害救済協力機関 SACRAふくしま	月・水・金 10：00～20：00 火・木 10：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。)	月・水・金 20：00～10：00 火・木 17：00～10：00 土・日・祝日 10：00～10：00 年末年始 10：00～10：00	024-533-3940	○	○	－	－	○	－		
8	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	月～金 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17：00～9：00 土・日・祝日 9：00～9：00 年末年始 9：00～9：00	029-350-2001 メール：https://www.ivac.or.jp/network/index.html 内相談フォームから送信	○	○	○	－	○	－		
9	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」	月～金 9：00～17：30 土 9：00～12：30 (5/30、祝日、年末年始を除く。)	月～金 17：30～9：00 土 12：30～9：00 日、祝日 9：00～9：00、 5/30 17：00～9：00 年末年始 9：00～9：00	028-678-8200	○	○	－	－	○	－		
10	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」	月～金 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17：00～9：00 土・日・祝日 9：00～9：00 年末年始 9：00～9：00	027-329-6125	○	○	－	－	○	－		
11	埼玉県	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」	24時間365日		0120-31-8341 メール：https://www.svsc8080.jp/iris/ 内相談フォームから送信	○	○	○	－	○	－		
12	千葉県・千葉市	NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと	月～金 9：00～21：00 土 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。) (被害直後の緊急支援は24時間365日対応)		ほっとこーる 043-251-8500	○	○	－	－	○	－		
	千葉県	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター	月～金 10：00～16：00 (祝日、年末年始を除く。)		043-222-9977	○	○	－	－		－		
13	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「性暴力救済ダイヤルNaNa」	24時間365日		03-5607-0799	○	○	－	－	○	－		
14	神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	24時間365日		045-322-7379	○	○	－	－	○	－		
		男性及びLGBTs被害者のための 専門相談ダイヤル	火 16：00～20：00 (祝日、年末年始を除く。)		045-548-5666								
15	新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた	月～金 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)	月～金 17：00～9：00 土・日・祝日 9：00～9：00 年末年始 9：00～9：00	025-281-1020 メール：ＨＰ内の相談フォームから送信	○	○	○	－	○	－		

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

		名 称	相談受付日時	性暴力被害者のための夜間休日 コールセンターによる 相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施している センターのみ	相談				警察に相談しない場合の 医療費等公費負担		
						電 話	面 接	メ ー ル	S N S	交 付 金 活 用	自 治 体 独 自 制 度	備 考
16	富山県	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	24時間365日		076-471-7879	○	○	-	-	○	-	
17	石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。) ※緊急医療などの緊急を要する相談は、24時間365日対応		076-223-8955 メール：HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-	○	-	
18	福井県	性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」	24時間365日		0776-28-8505	○	○	-	-	○	-	
19	山梨県	やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぽ ももこ」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	055-222-5562 メール：HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-	○	-	
20	長野県	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」	24時間365日		026-235-7123 メール：rindou-heart@pref.nagano.lg.jp	○	○	○	-	○	-	
21	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	電話・メール・SNS相談：24時間365日受付 面接相談（予約制）： 月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)		058-215-8349 メール：HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	○	-	
22	静岡県	静岡県性暴力被害者支援センターSORA	24時間365日		054-255-8710 チャット相談：https://sorachat.jp	○	○	-	○	○	-	
23	愛知県	ハートフルステーション・あいち	月～土 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)		0570-064-810 愛知県内からのみ通話可能	○	○	-	-	-	-	
		性暴力救済センター 日赤なごやなごみ	24時間365日		052-835-0753	○	○	-	-	○	-	
24	三重県	みえ性暴力被害者支援センターよりこ	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	059-253-4115 メール：HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	○	-	
25	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO (サトコ)	24時間365日		090-2599-3105 メール：satoco3105biwako@gmail.com	○	○	○	-	○	-	
26	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA (サラ)	年中無休 10:00～22:00	月～日、祝日 22:00～10:00	075-222-7711	○	○	-	-	○	-	
27	大阪府	性暴力救済センター・大阪SA-CHICO	24時間365日		072-330-0799	○	○	-	-	○	-	支援センターによる助成有
28	兵庫県	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	078-367-7874 (ナヤマナシ)	○	○	-	-	○	-	
		特定非営利活動法人性暴力被害者支援センター・ひょうご	月～金 9:30～16:30 (祝日、年末年始を除く。)		06-6480-1155 メール：hyo-5@1-kobe.com	○	○	○	-	○	-	支援センターによる助成有
29	奈良県	奈良県性暴力被害者サポートセンター NARA/ハート	火～土 9:30～17:30 (祝日、年末年始、月曜日が祝日と重なる場合はその直後の平日を除く。)	火～土 17:30～9:30 日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	0742-81-3118	○	○	-	-	○	-	
30	和歌山県	性暴力救済センター和歌山「わかやまmine (マイン)」	電話相談： 毎日 9:00～22:00 (受付は21:30まで。緊急避妊などの緊急医療は22:00まで。年末年始を除く。) 面接相談（予約制）： 月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始を除く。)	月～日、祝日 22:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	073-444-0099	○	○	-	-	○	-	
31	鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)	電話相談： 月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:00 (年末年始を除く)	月 20:00～10:00 火 18:00～10:00 水 20:00～10:00 木 18:00～10:00 金 20:00～10:00 土・日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	電話相談：0120-946-328 (県内専用フリーダイヤル) 問合せ対応：0857-32-8211 (県外から通話可能)	○	○	-	-	○	-	
32	島根県	性暴力被害者支援センターたんぽぽ (島根県女性相談センター内)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:15～8:30 土・日 8:30～8:30 年末年始 8:30～8:30	0852-25-3010	○	○	-	-	○	-	
		一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ	火・木・土 17:30～21:30 (年末年始を除く)		0852-28-0889 メール：HP内の相談フォームから送信	○	○	○	-	-	-	支援センターによる助成有
33	岡山県	性暴力被害者支援センター「おかやま心」	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～土 17:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	086-206-7511	○	○	-	-	○	-	

7. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

		名 称	相談受付日時	性暴力被害者のための夜間休日 コールセンターによる 相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施している センターのみ	相談					警察に相談しない場合の 医療費等公費負担	
						電 話	面 接	メ ー ル	S N S	交 付 金 活 用	自 治 体 独 自 制 度	備 考
34	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	24時間365日		082-298-7878	○	○	-	-	○	-	
35	山口県	山口県男女共同参画相談センター 「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」	24時間365日		083-902-0889	○	○	-	-	○	-	
36	徳島県	性暴力被害者支援センター より そいの樹 とくしま (中央・南部・ 西部)	24時間365日		中央 088-623-5111 南部 0884-23-5111 西部 0883-52-5111	○	○	-	-	○	-	
37	香川県	性暴力被害者支援センター 「オリブかがわ」	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 20:00～9:00 土 16:00～9:00 日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	087-802-5566 メール: olive-support@ace.ocn. ne.jp (問い合わせのみ)	○	○	○	-	○	-	
38	愛媛県	えひめ性暴力被害者支援センター 「ひめここ」	24時間365日		089-909-8851	○	○	-	-	○	-	
39	高知県	性暴力被害者サポートセンターこ うち	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	専用電話: 080-9833-3500 フリーダイヤル: 0120-835-350	○	○	-	-	○	-	
40	福岡県・ 北州市・ 福岡市	性暴力被害者支援センター・ふく おか	24時間365日		092-409-8100	○	○	-	-	○	-	
41	佐賀県	性暴力救援センター・さが 「さがmirai」	月～金 9:00～17:00	月～金 17:00～9:00 土・日・祝日 9:00～9:00 年末年始 9:00～9:00	0952-26-1750 (さがmirai)	○	○	-	-	-	○	
		※佐賀県立男女共同参画センター・ 佐賀県立生涯学習センター (アバ ンセ) においても女性のための総 合相談を受け付けています。	火～土 9:00～21:00、 日・祝日 9:00～16:30 (アバンセ)		0952-26-0018 (アバンセ)							
42	長崎県	性暴力被害者支援 「サポートながさき」 (公益社団法人長崎犯罪被害者支 援センター)	月～金 9:30～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～9:30 土・日・祝 9:30～9:30 年末年始 9:30～9:30	095-895-8856 メール: H P 内の相談フォームか ら送信	○	○	○	-	○	-	
43	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセ ンターゆあさいどくまもと	毎日24時間 (12/28 18:00～1/4 9:00 を除く。)	12月28日 18:00～1月4日 9: 00	096-386-5555 メール: support@yourside- kumamoto.jp	○	○	○	-	○	-	
44	大分県	おおいた性暴力救援センター 「すみれ」	24時間365日		097-532-0330 メール: H P 内の相談フォームか ら送信	○	○	○	-	○	-	
45	宮崎県	性暴力被害者支援センター 「さばーとなつと宮崎」	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	月～金 17:00～10:00 土・日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	0985-38-8300 メール: H P 内の相談フォームか ら送信	○	○	○	-	○	-	
46	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワ ークかごしま「FLOWER」	火～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始、月曜日が祝日 の場合はその直後の平日を除く。)	月～金 17:00～10:00、 土 16:00～10:00 日・祝日 10:00～10:00 年末年始 10:00～10:00	099-239-8787 メール: H P 内の相談フォームか ら送信	○	○	○	-	○	-	
47	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ 支援センター 「with you おきなわ」	24時間365日		098-975-0166	○	○	-	-	○	-	

・相談受付日時の「年末年始」: 12/29～1/3
 ・性暴力被害者のための夜間休日コールセンターの「年末年始」: 12/28のワンストップ支援センターの相談受付時間終了後もしくは17時から1/4のワンストップ支援センターの相談受付開始時間まで
 ・医療費等の公費負担制度: 性犯罪被害者の緊急避妊、人口妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症の検査費用、カウンセリング費用等に要する経費を公費で負担する制度。
 自治体によって制度が異なりますので(制度の有無・公費負担の対象者・対象となる費用等)、詳しくは各センターへお問い合わせください。

8. 政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧

令和4年4月現在

所管府省庁	運営主体	名称	相談電話番号・メールアドレス等	相談受付日時	主な相談受付内容	特記事項
内閣府	地方公共団体	DV相談ナビ	#8008（はれれば）	各機関の相談受付時間による	DV被害	一般の固定電話にかけたときと同じ通話料
	内閣府	DV相談プラス	電話相談 0120-279-889 （つなぐ・はやく） メール相談 https://form.soudanplus.jp/mail SNS相談 https://form.soudanplus.jp/ja	電話・メール相談 24時間 SNS相談 12:00～22:00	DV被害	通話料無料 SNS相談は、英語や中国語等10言語の外国語にも対応
	地方公共団体	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター・全国共通短縮番号	#8891 （はやくワンストップ）	各機関の相談受付時間による	性犯罪・性暴力被害	
警察庁	都道府県警察	性犯罪被害相談電話全国共通番号	#8103（ハートさん）	24時間	性犯罪・性暴力被害	通話料無料
	都道府県警察	警察相談専用電話	#9110	平日8:30～17:15 （各都道府県警察で異なる） ※土日・祝日及び時間外は、24時間受付体制の一部の都道府県警察を除き、当直又は音声案内による対応	緊急の対応を必要としない警察への相談全般	
	地方公共団体	総合的対応窓口	地元の市役所・区役所・役場	市役所・区役所・役場の開所時間に準ずる	犯罪被害により生じた生活上の困りごと全般	
法務省	日本司法支援センター（法テラス）	犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714 （なくことないよ）	平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く。）	犯罪被害者支援団体等に関する情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士への相談等	通話料無料
	日本司法支援センター（法テラス）	犯罪被害者支援窓口	全国の法テラス事務所	平日9:00～17:00	犯罪被害者支援団体等に関する情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士への相談等	

8. 政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧

所管府省庁	運営主体	名称	相談電話番号・メールアドレス等	相談受付日時	主な相談受付内容	特記事項
法務省	地方更生保護委員会	地方更生保護委員会被害者専用電話番号	地方更生保護委員会被害者専用電話番号	各地方更生保護委員会の開所時間に準ずる	意見等聴取制度や仮釈放・仮退院・収容中の特定保護観察処分少年の退院に関する相談	専用電話番号掲載ウェブサイト https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim03.html
	保護観察所	保護観察所被害者専用電話番号	保護観察所被害者専用電話番号	各保護観察所の開所時間に準ずる	犯罪被害により生じた悩みや不安等の相談、更生保護における犯罪被害者等施策に関する相談	専用電話番号掲載ウェブサイト https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim03.html
	人権擁護局	常設人権相談所	法務局	平日8:30~17:15	人権に関する相談全般	
	人権擁護局	みんなの人権110番	0570-003-110	平日8:30~17:15	人権に関する相談全般	
	人権擁護局	子どもの人権110番	0120-007-110	平日8:30~17:15	いじめや虐待等の子供の人権に関する相談	通話料無料
	人権擁護局	女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日8:30~17:15	セクハラやDV等の女性の人権に関する相談	
文部科学省	文部科学省、都道府県・政令指定都市教育委員会	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)	24時間	いじめを含めた子供たちの様々な悩み全般	通話料無料
厚生労働省	市区町村	地域包括支援センター	センターごとに異なる(市区町村の介護保険担当課等に要確認)	各センターの開所時間による	地域の高齢者等の心身の健康の保持と生活の安定のため、介護等に関する総合相談や、虐待防止等の権利擁護等の支援を実施	市区町村ごとに設置
	地方公共団体	医療安全支援センター	「全国の医療安全支援センター」 https://www.anzen-shien.jp/center/	左記URL参照	個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談	
	都道府県	婦人相談所	厚生労働省ウェブサイト掲載の婦人相談所一覧 (https://www.mhlw.go.jp/content/000832936.pdf) 参照	実態に応じて各婦人相談所が設定	困難を抱える女性の問題全般	

所管府省庁	運営主体	名称	相談電話番号・メールアドレス等	相談受付日時	主な相談受付内容	特記事項
厚生労働省	厚生労働省	児童相談所虐待対応ダイヤル	189（いちはやく）	24時間	子育ての悩み、児童虐待の相談等	通話料無料
	都道府県・政令指定都市	精神保健福祉センター	地域の精神保健福祉センター	地域によって異なる	心のケア等の精神保健	
国土交通省	国土交通省	運輸支局・自動車検査登録事務所	運輸支局・自動車検査登録事務所の登録窓口電話番号等は、国土交通省「自動車検査・登録ガイド 各運輸支局等のご案内」ウェブサイト（ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000034.html ）に掲載※自動音声案内の際に「036」と押すことで、職員につながります。	平日 8：45～11：45 13：00～16：00 （土・日・祝日・12月29日から1月3日までを除く。）	犯罪被害者等が所有者等となっている登録自動車に係る登録事項等証明書の出力制限	運輸支局・自動車検査登録事務所の管轄区域にかかわらず、最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所で受付可能
	国土交通省	公共交通事故被害者支援窓口	03-5253-8969 hqt-k-shien@gxb.mlit.go.jp	電話相談 平日9：30～18：15	鉄道、バス等の公共交通を利用中に事故に遭われた方やその家族等に対し、事故が発生した際の情報提供や、事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたる支援を実施	

8. 政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧
9. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移（平成29～令和3年）

9. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移（平成29～令和3年）

罪 種 別	年 次	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
刑法犯総数		915,042	817,338	748,559	614,231	568,104
凶悪犯総数		4,840	4,900	4,706	4,444	4,149
殺 人		920	915	950	929	874
強 盗		1,852	1,787	1,511	1,397	1,138
放 火		959	891	840	786	749
強制性交等		1,109	1,307	1,405	1,332	1,388
粗暴犯総数		60,099	59,139	56,753	51,829	49,717
凶器準備集合		3	3	3	5	6
暴 行		31,013	31,362	30,276	27,637	26,436
傷 害		23,286	22,523	21,188	18,963	18,145
うち) 傷害致死		82	67	67	71	63
脅 迫		3,851	3,498	3,657	3,778	3,893
恐 喝		1,946	1,753	1,629	1,446	1,237
窃盗犯総数		655,498	582,141	532,565	417,291	381,769
侵 入 盗		73,122	62,745	57,808	44,093	37,240
乗り物盗		235,778	207,799	187,101	135,025	119,336
非侵入盗		346,598	311,597	287,656	238,173	225,193
知能犯総数		47,009	42,594	36,031	34,065	36,663
詐 欺		42,571	38,513	32,207	30,468	33,353
横 領		1,413	1,449	1,397	1,388	1,282
偽 造		2,903	2,526	2,323	2,090	1,893
うち) 通貨偽造		448	546	328	217	311
うち) 文書偽造		1,695	1,447	1,488	1,431	1,337
うち) 支払用カード偽造		609	420	202	155	25
うち) 有価証券偽造		85	67	259	235	165
汚 職		58	46	49	57	72
うち) 賄賂		42	24	32	32	47
あっせん利得処罰法		0	0	0	0	0
背 任		64	60	55	62	63
風俗犯総数		9,699	9,112	8,710	7,723	7,880
賭 博		198	124	267	118	116
わいせつ		9,501	8,988	8,443	7,605	7,764
うち) 強制わいせつ		5,809	5,340	4,900	4,154	4,283
うち) 公然わいせつ		2,721	2,647	2,569	2,463	2,431
その他の刑法犯		137,897	119,452	109,794	98,879	87,926
うち) 占有離脱物横領		20,408	18,522	15,857	14,154	11,746
うち) 公務執行妨害		2,416	2,375	2,303	2,118	2,094
うち) 住居侵入		14,911	13,048	12,853	11,021	9,780
うち) 逮捕監禁		294	255	268	265	271
うち) 略取誘拐・人身売買		239	304	293	337	389
うち) 盗品		1,197	1,021	889	875	733
うち) 器物損壊等		92,707	78,371	71,695	64,089	56,925

10. 特定罪種別 死傷別 被害者数（令和3年）

罪 種	総数		死者		重傷者 ^{注1)}		軽傷者	
		うち)女性		うち)女性		うち)女性		うち)女性
刑 法 犯 総 数 (交通業過を除く)	21,602	8,440	642	234	2,345	806	18,615	7,400
殺 人 罪	789	309	263	124	185	64	341	121
嬰 児 殺	7	2	6	2	1	0	0	0
自殺関与・同意殺人罪	19	10	16	8	0	0	3	2
強 盗 殺 人 罪 ^{注2)}	18	9	6	3	5	2	7	4
強 盗 傷 人 罪	480	159	0	0	49	18	431	141
強盗・強制性交等罪	4	4	0	0	0	0	4	4
放 火 罪	84	35	44	18	4	2	36	15
強 制 性 交 等 罪	119	119	0	0	3	3	116	116
傷 害 罪	18,992	7,251	63	18	1,842	621	17,087	6,612
うち) 傷害致死罪 ^{注2)}	64	18	63	18	1	0	0	0
汚 職 罪	6	0	0	0	1	0	5	0
強 制 わ い せ つ 罪	214	212	0	0	2	2	212	210
危 険 運 転 致 死 傷 (交通業過を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0
過 失 傷 害 罪	282	162	0	0	64	40	218	122
過 失 致 死 罪	10	3	10	3	0	0	0	0
業務上等過失致死傷 (交通業過を除く)	476	135	211	50	172	51	93	34
失 火 罪	30	6	12	4	4	0	14	2
激発物破裂・ガス等漏出罪	0	0	0	0	0	0	0	0
墮 胎 罪	0	0	0	0	0	0	0	0
往 来 妨 害 罪	1	0	1	0	0	0	0	0
遺 棄 罪	12	4	10	4	1	0	1	0
逮 捕 監 禁 罪	57	20	0	0	12	3	45	17
建 造 物 等 損 壊	1	0	0	0	0	0	1	0
決 闘 罪 二 関 ス ル 件	1	0	0	0	0	0	1	0
爆 発 物 取 締 罰 則	0	0	0	0	0	0	0	0
航空危険行為処罰法	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。

2 強盗殺人罪及び傷害致死罪における負傷者は、一つの事件で死者及び負傷者のある場合における負傷者を計上したものである。

10. 特定罪種別 死傷別 被害者数 (令和3年)
 11. 交通事故発生状況の推移 (平成29～令和3年)
 12. 交通事故死者数の月別推移 (平成29～令和3年)

11. 交通事故発生状況の推移 (平成29～令和3年)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
発生件数 (件)	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196
死亡事故件数 (件)	3,630	3,449	3,133	2,784	2,583
死者数 (人)	3,694	3,532	3,215	2,839	2,636
負傷者数 (人)	580,850	525,846	461,775	369,476	362,131
重傷者数 (人)	36,895	34,558	32,025	27,775	27,204
軽傷者数 (人)	543,955	491,288	429,750	341,701	334,927
厚生統計の死者数 (人) (1年以内)	4,863	4,488	4,181	3,626	

- 注1:「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月(30日)以上の治療を要する場合をいう。
 2:「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月(30日)未満の治療を要する場合をいう。
 3:厚生統計の死者は、厚生労働省統計資料「人口動態統計」による。この場合の交通事故死者数は、当該年に死亡した者のうち原因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く。)をいう。

12. 交通事故死者数の月別推移 (平成29～令和3年)

年次 死者 発生月	平成29年				平成30年				令和元年				令和2年				令和3年			
	30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者			
	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者	(人)	比率	24時間死者	30日死者
1月	328	1.16	282	46	368	1.16	318	50	331	1.25	265	66	320	1.22	262	58	238	1.2	198	40
2月	345	1.2	288	57	289	1.18	245	44	255	1.21	210	45	299	1.21	247	52	255	1.23	207	48
3月	349	1.15	303	46	321	1.14	282	39	324	1.24	261	63	278	1.16	239	39	249	1.19	210	39
4月	300	1.23	244	56	317	1.17	270	47	319	1.2	266	53	245	1.15	213	32	238	1.2	198	40
5月	340	1.21	282	58	303	1.2	253	50	269	1.28	210	59	237	1.22	194	43	222	1.21	183	39
6月	330	1.2	276	54	270	1.15	235	35	248	1.2	206	42	238	1.18	202	36	240	1.19	202	38
7月	370	1.18	314	56	324	1.16	280	44	286	1.25	229	57	224	1.17	191	33	281	1.22	230	51
8月	373	1.2	310	63	354	1.2	296	58	334	1.2	278	56	240	1.22	197	43	233	1.21	193	40
9月	371	1.24	299	72	333	1.19	279	54	348	1.19	293	55	300	1.23	243	57	246	1.19	207	39
10月	420	1.22	343	77	400	1.18	338	62	372	1.19	313	59	332	1.22	273	59	335	1.23	273	62
11月	439	1.18	372	67	398	1.22	326	72	412	1.26	328	84	343	1.23	280	63	320	1.27	251	69
12月	466	1.22	381	85	489	1.19	410	79	422	1.19	356	66	360	1.21	298	62	348	1.23	284	64
合計	4,431	1.2	3,694	737	4,166	1.18	3,532	634	3,920	1.22	3,215	705	3,416	1.2	2,839	577	3,205	1.22	2,636	569

- 注1:「30日以内死者」とは、「24時間死者」と「30日死者」の合計で、交通事故発生から30日以内に死亡した者をいう。
 2:「24時間死者」とは、交通事故発生から24時間以内に交通事故が原因で死亡した者をいう。
 3:「30日死者」とは、交通事故発生から24時間経過後30日以内に交通事故が原因で死亡した者をいう。
 4:比率とは、「30日以内死者数」の「24時間死者数」に対する比率で、「30日以内死者数」を「24時間死者数」で除したものである。
 5:各月の「30日死者数」は、その月に発生した交通事故により24時間経過後30日以内に死亡した者の数である。